

特定施設の種類ごとの数変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

弘前市長 殿

届出者

住所 弘前市大字〇〇〇丁目〇番地〇
〇〇株式会社

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

騒音規制法第8条第1項の規定により、特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇株式会社 〇〇工場		※ 整理番号					
工場又は事業場の所在地	弘前市大字〇〇〇丁目〇番地〇		※ 受理年月日		年 月 日			
			※ 施設番号					
			※ 審査結果					
			※ 備考					
特定施設の種類	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
空気圧縮機	AB-C	15kw	2	5	8:00	-	17:00	-
せん断機	D-E-f	3.75kw	4	10	8:30	8:30	17:00	18:00

- 備考 1 特定施設の種類ごとより届出を要しないこと
2 特定施設の種類の欄細分があるときはその
3 ※印の欄には、記載
4 用紙の大きさは、日

★数の変更について

同じ公称能力の特定施設の数が2倍を超えない変更であれば届出は不要です。

【例】空気圧縮機 15kw を 3 基設置している施設

- ①空気圧縮機 15kw を 4 基増設する場合→届出必要
- ②空気圧縮機 15kw を 3 基増設する場合→届出不要
- ③空気圧縮機 15kw を 2 基増設し、その後新たに 2 基増設する場合→新たに 2 基設置する際に届出必要

※振動規制法に係る手続きの場合は扱いが違いますので
ご注意ください。